



秋社協発第2075号

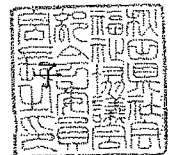
令和6年9月24日

各市町村長 様

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
会 長 三 浦 廣



秋田県地域福祉推進委員会
委 員 長 中 村 順



社会福祉関係政策要望について（依頼）

社会福祉の推進につきましては、日ごろ格別の御指導、御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が設置している秋田県地域福祉推進委員会では、県民が抱える生活福祉課題や地域福祉の推進上の課題について、福祉関係者や有識者等による調査研究、情報共有などを実施し、その解決に取り組んでおります。

また、自助努力では解決が困難な制度上の課題や、行政の支援が不可欠な事項などについては、自治体の政策に対する提言や要望を通して課題を共有するとともに、官民一体となってその解決を目指す協働の基盤づくりにも併せて注力しております。

この度、県内の社会福祉関係者・団体等が抱える課題等を集約して協議を行った結果、その解決のために県及び各市町村による御理解と御支援を必要とする事項について、別紙のとおり要望させていただきますので、本県における地域福祉の推進及び社会福祉関係施策の充実のため、御対応くださるようお願い申し上げます。

要望項目

- （１）災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定の締結について
- （２）少子化対策の基盤としての保育・教育施設の確保について

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
総務企画部 総務・企画情報担当／小松
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5
秋田県社会福祉会館
TEL 018-864-2711 Fax 018-864-2702
E-mail soumu@akitakenshakyo.or.jp
h-komatsu@akitakenshakyo.or.jp

要望項目 1	災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定の締結について
--------	---------------------------------

発災時の迅速な災害ボランティア支援やその後のスムーズな災害福祉支援などを可能とするためには、経費負担や発災時・復旧期・生活再建期のそれぞれのフェイズにおける各関係機関の役割分担などについてあらかじめ整理した協定を締結しておくことが重要であることから、未締結の市町村におかれましては、社会福祉協議会等と協議のうえ、協定を締結していただくよう要望します。

また、協定については常に点検し、見直しを行うことが不可欠であることから、締結済みの市町村におかれましても、今一度内容の点検を行い、必要に応じた内容の更新を行っていただくよう要望します。

なお、国に対しては、災害法制を改正し、災害ボランティアや災害福祉支援に係る費用の公費負担なども含め、災害時の「福祉」を明確に位置付けることを働きかけていただくよう県を通じて要望しております。

《要望の背景》

- 令和5年7月に秋田県内で発生した大雨災害では、県の災害ボランティア支援センター及び被災市町村における災害ボランティアセンターの組織体制の構築などにおいて、初動期や、復旧期、さらに生活再建期へと求められる支援の内容や役割が変化していく都度に、費用負担や役割分担等を決定するプロセスを待たなければならず、迅速な対応に支障をきたすといった課題がありました。
- 秋田県社会福祉協議会が行った市町村社会福祉協議会アンケート調査結果によると、令和6年4月1日現在、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を市町村と締結していると回答した市町村社会福祉協議会は9か所と、全体の半分にも満たない状況でした。
- 全国で頻発する大規模災害において、災害ボランティアや災害福祉支援が不可欠なものとして一般化されているにもかかわらず、未だ災害法制に福祉が位置づけられていないことから、費用の多くは財源が明確にならず、活動の展開を躊躇する自治体もあります。

子どもの数の減少に関わらず、少子化対策のベースとなる「住民が安心して子どもを産み育てることができる環境の担保」として、市町村が責任をもって保育・教育施設の維持に取り組んでいただくよう要望します。

なお、県に対しては市町村間の保育・教育施策の格差是正や、そのための資金面も含めた市町村に対する支援を行うよう要望しております。

同時に、国に対しては、保育・教育施設という社会にとって不可欠なインフラを社会保障制度における基本的な公助として担保する必要性を踏まえたうえで、各自治体における保育・教育施設の維持に関する施策を検討いただくよう、県を通じて要望しております。

《要望の背景》

- 障害児保育における保育士の加配に対する補助など、市町村の裁量が大きい分野では、その自治体や首長の考え方により、保育施設を運営する主体に対する支援に格差が生じており、結果として利用する子どもが受けられるサービスに差が生ずることにつながります。
- 秋田県においては、令和4年10月～令和5年9月の出生数は3,760人で、前年から300人ほど減少しており、この減少幅が続くと、あと15年も経過しないうちに生まれる子どもがいなくなるという危機的な状況です。
- 出生数の減少をニーズの減少と捉えるなら、子どもがいなくなれば秋田県内に保育・教育施設は一か所も必要なくなるということになりますが、同時に自治体の維持が不可能になる将来も意味します。